

令和5年度

「離乳食の作り方講座」運営業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和5年1月

健康局健康企画課

1 業務名称

「離乳食の作り方講座」運営業務

2 業務内容に関する事項

(1)趣旨

本市では、「神戸市食育推進計画（第4次）」を策定し、子どもから高齢者までライフステージに応じた食育の取組を推進している。本講座は、市内在住の5～6か月児を育てる保護者を対象に、離乳食づくりを具体的に学び、体験することを通じて、「家庭における食育の推進」及び「育児不安の軽減」を図ることを目的とし実施する。

本業務の運営にあたっては、食育推進に係る本市の関連施策への理解のみならず、育児に不安を持つ保護者に対し乳児期の食事を指導するノウハウを有し、住みたいまち・子育てしやすいまち神戸の実現にむけた事業運営をも求めることから、運営委託事業者を企画提案（プロポーザル）方式により選定する。

(2)業務内容

別添、「離乳食の作り方講座運営業務」仕様書（以下「仕様書」）のとおり。

ただし、今回プロポーザルで採用された企画提案に基づき本市と協議を行ったうえで、必要に応じて仕様書の内容を変更することがある。

(3)契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4)委託契約上限額（総額）

金4,615千円（消費税及び地方消費税を含む）

本募集は、令和5年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては、この募集に基づく契約をしないことがある。

(5)履行場所

別添、仕様書のとおり

(6)費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、神戸市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 応募資格、必要な資格、許認可等

次に掲げる要件のすべてに該当するものであること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ② 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- ③ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- ④ 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合も含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと。
- ⑤ 本業務の遂行に当たり、連絡、調整、打合せ等に際し迅速に対応できる体制を有し、仕様

書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。

⑥ 本業務遂行にあたり、業務内容に対応できる人材が揃っていること。

4 スケジュール

実施要領の配布期間	令和5年1月10日(火)～令和5年1月18日(水) 17時
参加申請書の提出	令和5年1月18日(水) 17時
質問受付期限	令和5年1月18日(水) 17時
質問に対する回答	令和5年1月27日(金) (予定)
企画提案書等提出期限	令和5年2月21日(火) 正午(12時)まで
業者選定委員会	令和5年2月24日(金)
契約候補者決定および結果通知	令和5年3月3日(金) (予定)
契約締結・事業開始	令和5年4月1日(土) (予定)

5 応募様式などの配布

配布期間 令和5年1月10日(火)～令和5年1月18日(水) 17時

配布方法 神戸市ホームページにて公開

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き

受付期間 令和5年1月10日(火)～令和5年1月18日(水) 17時(必着)

持参、郵送または電子メールによる

提出書類 参加申請書兼質問書(様式1)

提出部数 1部

提出場所 神戸市健康局健康企画課

(2) 質問の受付

受付期間 令和5年1月10日(火)～令和5年1月18日(水) 17時まで

提出方法 様式1に記載の上、「13 問い合わせ先」に電子メールで提出すること。

回答方法 令和5年1月27日(金)に、参加者全者に対し、質問提出期限内に受領した全ての質問内容及び回答を電子メールにて回答予定。

なお、質問した事業者は公表しない。応募状況等の問合せ及び提出書類の確認について一切受け付けない。

(3) その他 本市の回答は、本要領又は仕様書等を補足する効力をもつ。

7 必要書類の提出

(1) 提出期限 令和5年2月21日(火) 正午(12時)(必着)

持参、郵送または電子メールによる

(2) 提出書類

- ア 企画提案書提出届（様式2）
イ 企画提案書 紙の場合 6部（正本1部、副本5部）
データの場 合 2部（正本1部、副本1部）

（ア）様式

任意様式とする。

ただし、別紙仕様書の内容を踏まえてA4サイズ、両面印刷で提案内容を10ページ以内に（表紙・目次を除く）にまとめること。また、表紙及び目次をつけて、各ページの下部にページ番号を付すこと。正本には事業者（会社）名を記載し、副本には事業者名、ロゴマーク等事業者を特定できる情報を一切記載しないこと。

（イ）内容

以下の内容は必ず記載すること。

- a 講座運営の人員体制（講師他スタッフの概ねの経験年数を明記）
- b 運営の流れ（当日のタイムスケジュール）
- c 講座における講話内容
- d 調理実演及び展示・試食の内容
- e 調理体験の内容
- f 使用する媒体
- g 感染症予防対策・安全対策（保険加入等）・緊急時対応

（ウ）その他

企画提案書以外の提案説明資料の添付又は提出は認めない。また企画提案書の提出は1事業者につき1提案とする。

- ウ 見積書（任意様式、A4サイズ） 1部
- ・「見積日、見積有効期限、件名、事業者の名称、所在地、代表者の氏名および連絡先」は必ず記載すること。
 - ・積算内訳を明記すること。（「一式」は不可）
- エ 事業者概要（任意様式、A4サイズ） 1部
- ・組織体制（所在、名称、連絡先、在籍人数等）
 - ・設立の沿革
 - ・本業務担当者の主な業務経歴
- オ 類似業務実績（過去3年分）（任意様式、A4サイズ）
- カ 乳幼児の食（離乳食を含む）に関する事業などの実績件数、実績資料等
- カ 法人登記簿謄本（または登記事項全部証明書）

（3）提出場所

健康局健康企画課

8 参加の辞退および参加資格の取り消し

（1）参加の辞退

参加申請後に参加辞退する場合は、速やかに「13 問い合わせ先」に申し出ること。

(2) 参加資格の取り消し

次のいずれかに該当するときは、プロポーザルへの参加を取り消す。

- ・本要領3に定める資格要件を満たさなくなったとき
- ・本要領7(2)アに虚偽の記載をしたとき

9 選考に関する事項

(1) 事業者選定委員会

実施時期

令和5年2月24日(金)に神戸市役所内にて実施予定

※開催形式含め応募者に別途連絡

選定方法

ア 事業者選定委員会は、企画提案書および応募者によるプレゼンテーションにもとづき、審査を行う。

イ 選定委員は、以下の選定基準に沿って、50点満点で評価を行い、各委員の点数の合計点が最も高い応募者を契約候補者とする。なお、合計点を選定委員数で除した点数(平均点)が30点に満たないときは、契約をしない。

※評価点審査の結果、合計点が最も高い応募者が複数いる場合は、選定委員で協議の上、契約候補者を選定する。

※提案者が1者の場合は、選定委員会において、当該提案者を契約候補者として選定するか、候補者なしとするかを判断する。

(2) 選定基準

審査項目	配点
業務遂行体制及び能力	15点
講座内容の提案 ・講話内容 ・調理の実演内容 ・展示内容 ・試食内容 ・調理体験内容	25点
見積金額の妥当性	5点
地元企業加点	5点
合計点	50点

(3) 審査結果の通知

令和5年3月3日(金)を目途に、すべての参加者に通知するとともに、市ホームページ上で公表する。

10 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書、企画提案書および見積書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

履行確認の検査後に、受託事業者の請求に基づき委託料を支払う。

(3) 契約書案

別添 1（頭書および委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

11 契約保証金

神戸市契約規則（昭和 39 年 3 月規則 120 号）第 25 条第 1 号の規定により免除とする。

12 その他

(1) 本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は、選考の結果の如何を問わず、当該プロポーザルの終了後も返却しない。

(3) 提出された書類や選考結果（不採用となった事業者等の名称・審査結果を含む）については、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、神戸市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となる。

(4) 本市は、提出された書類を、参加者に無断で本プロポーザルの実施以外の目的に、使用しない。

(5) 参加申請後に提案者が本プロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該企画提案書は無効とする。

(6) 本市が提示する場合を除き、提出期限以降の提出書類の変更、差し替え、追加提出若しくは再提出を認めない。

(7) 本市が提供する資料は、当該プロポーザルの応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(8) 当該プロポーザル参加者は、契約候補者の選考後、この募集要項等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることが出来ない。

13 問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1 神戸市役所 1 号館 20 階

神戸市健康局健康企画課

担当： 藤本・金澤

TEL： 078-322-6512 E-mail： shokuiku.eiyoub@office.city.kobe.lg.jp